

議案第 6 9 号

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部
を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

清水町長 辻 康 裕

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和 3 1 年清水町条例第 2 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
（期末手当） 第 4 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。 附 則 1 ～ 8 （略） <u>（令和 7 年12月に支給する期末手当の特例）</u> <u>9 令和 7 年12月に支給する期末手当に限り、清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例（令和 7 年清水町条例第 号）による改正後の第 4 条 2 項中「100分の 232.5」とあるのは「100分の235」に読み替えるものとする。</u>	（期末手当） 第 4 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。 附 則 1 ～ 8 （略）

附 則

この条例は、令和 7 年12月 1 日から施行する。